秦野市情報公開·個人情報保護審查会規則

平成17年10月19日 規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市情報公開条例(平成17年秦野市条例第14号。 以下「条例」という。)第15条第1項の規定により設置される秦野市情報 公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営につ いて必要な事項を定める。

(委員の構成等)

- 第2条 審査会は、7名の委員により構成する。
- 2 審査会の委員は、法律、行政又は本市が執行する事務について知識経験を 有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第3条 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 審査会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審査会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代 理する。

(会議)

- 第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、 会長が決するところによる。
- 4 審査会は、条例第15条第3項の規定により審議を行うために必要がある と認めるときは、その会議への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くこ とができる。

(附帯意見)

第6条 審査会は、条例第14条第1項並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) 第105条第3項において読み替えて準用する同条

第1項及び秦野市議会個人情報の保護に関する条例(令和4年秦野市条例第23号)第44条第1項に規定する決定若しくは裁決に係る諮問又は条例第15条第3項に規定する事項に係る諮問に対する答申を行うに当たり、附帯意見を付すことができる。

(議事録の作成)

- 第7条 審査会の会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければ ならない。
- 2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。 (庶務)
- 第8条 審査会の庶務は、文書管理主管課において処理する。 (補則)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、 会長が審査会の会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。 (秦野市行政情報・個人情報審査会規則の廃止)
- 2 秦野市行政情報・個人情報審査会規則(平成5年秦野市規則第23号)は、 廃止する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。